

## 地方交付税縮減論が噴出

5月19日・48回総会議事録より

加藤会長 地方税總論について事務局から説明していただく。

（十四）立派な委員（田中選任特別顧問）首長がリストラをしていくところですが、その主体は住長だ。住民に税がむけ使われているか監視の目を向けさせないば、課税権主権を与えるべきである。

にならぬし既定性がでてゐるに  
とを言つて居るので、余計取  
れ、企業をどうに苦しめる  
ものではな」。

テムゼー 國を滅ぼす事に成功してゐる。金利増加の政策アリネ  
ジメントの失敗が原因ではあるが、将来世代がみな受けがちな  
インバータによる電力供給を  
入れてしまふ。

つたしに処理して閣議決定。やの恩怨も毎年閣議で審議していく。

ない。父代税を課額的なもの、歳入調整に限定すべきだ。

にしない。国も地方も困る。  
だから、税源が増えれば、その  
分は補助金や交付税を減ら  
す方向へ行くべきだ。ついて  
いる。外形標準課税も、現在  
といっている法人事業税を外形  
基準でいたゞけながら、た基準課税  
現までの日本の地方財政シス

ト、サービスの対価を個別事  
業として情報開示し、コスト  
を透明化の扱つていただき  
とを徹底すべきだ。地方財政  
は財源を拡大する方向しかな  
い。

出金がいつの計算に入れて  
くれとなる。この積み上げが  
地方財政計画の収支であ  
一方、地方税がいつ入るか  
を計算し、足りないものは地  
方債でやつたり、生活保護は  
交付税を臨時増やせばいい

父は税金のせいに問題が  
あぬか踏み出せば監督にあ  
る。現在の制度が、専門の過  
渡費がどの程度の金額を回  
みこなす。このため監修団は  
勘定簿を認定。専門の過

加藤義重 埼玉県税論述について事務局から説明していた。  
小笠裕一・自治省企画課長  
(埼玉県税の現状等を説明)  
河野光道特別委員(経済論家)  
論議 地方財源の充実・改善にせよ、首長は納稅者と相手に接する立場(いわゆる監視の立場)に当たつたり國と地方間の税業に入らねばならない。その上で地方は税を課す上に、運営の立場がある。  
今の交付税は破綻している。地方財政収入額との差額が出ていた国と面倒となる。特別会計の機関の米田も、いざこれが面倒みなればいい。  
地代は知らぬといふ。今のシステムでせりやがだな、帳尻合わせの原簿を国が取り扱うのがねがつこ。今のやつの方だと、地方で努力すべきは、この二十分位なる。平等・均一に地方の行政水準をやる。この問題が、リードモデルが上からたまに備え直すべきだ。

加えて、一年間任期が延長され、税財源問題をやってくれとの要請もある。税調で検討しないと、今度は我々がやりねばならぬ眞合の悪いことになる。せひ具体的方向を書き込んでほし。

地方分権、地方税財源問題について、地方に今まで以上に財源をもつてじぶん課税ができる。地方歳出は大体九〇兆円で、地方の税金は三五兆円、おひは交付税や補助金、地方債で賄っている。我々の主張は九〇兆円を増やせと書いているのではない。むしろ九〇兆円を減らす努力はやらねばならない。そのため、地方に財源があり住民がどう使うのが一番合理的だとこの形に持つていふのが財政改善にプラスになる。補助金や国の条件に合ったものとなると必要な部分までやられなければならない。交付税もこれに該当があるから、中央の言うところやつていれば衆に財源がないといつても、これがは越方を行財政改革をやるべき形

にならぬし不定性がでていいので、余計取れて、企業がやれりに拘らざるものではな。」  
竹内佐和子委員（東大助教）  
授 現在の地方交付税は七年位から性格が変わった。  
基準財政需要額でなく、地方財政の財源補てん、それに応じて経済成長率以上に動く現状にストップかけるのが第一前提だ。マネジメント能力はないので、交付税は減らず、ないしは成長率を上限などとしないと、財源補てんに何の危機感も生まれない。景気対策と公共投資計画で年間五〇兆円位の公共投資が見込まれている状況にもメスを入れる必要がある。最初に歳出が決まりつてしまふ状況を見直さないかぎり、地方が裏打ちもない公共事業を亟にやむねばならない状況に対し見解を出すべきだ。地方財政計画も議論するのにおかしい。自治体すべきだ。自治体の個別チャックを一切やつてない段階で足し上げたものびースに議論するのにおかしい。自治体はサービスをやってしているのだから

テムば、國を滅ぼす事にも拘らず、ジメントの失敗を國全体が、将来世代がみなければならぬいシベトマにそれがヒツメスを入れてほし。

松本和夫委員（佐賀県北方町長）　自治体の不均衡を調整する交付税がないと自治体はやつていかない。町村で課税自主権とこいつも取るといふがない。地方は改革もやっている。結局、町村部は切り捨ての話に聞こえる。日本全国不均衡にならないよう交付税で保たれていくことを理解してほし。

石井謙一・自治省税務局長  
交付税を減らし、地方財政計画を見直せとの議論があるが、地財計画の歳出水準は自省が勝手に作っているものではない。例えば義務教育では学校の先生が何人必要か法律に書いてある。生活保護法でも、四分の一が地方負担だから地方負担も要る。公共事業では、建設、農水、運輸も来年は、この計画で事業をやる予算にならう。この国庫支

つたしにじで処理して協議決定。やの因縁も毎年国で審議していく。  
わざ、文部省を減らせるとい  
うなり、その前提となるナシ  
ヨナルミーハムを減らせるとい  
ふことを理解してほしい。例  
えば、お金のない地域の小学  
校は六〇人に一人の先生で我  
慢しなくて、うかうかだ。そ  
れでいいところのない、それ  
で結構だ。

ないない。交付税を定期的なもので、歳入調整に限定すべきだ。

栗田幸雄(鹿児島県事)

補助金が地方分権にむけたマイナス要因いたれりど、補助金を減らして、その分を地方税に回すべきだ。所得税から世帯税への移譲とか、消費税を地方消費税にしてかかる形で地方財源を充実する必要がある。制度として地方税を増やす、地方税を徹底化するにはなかなかいいことではないが、それでもいいのだ。たとえば、財政調整機能を果たす意味で大事な制度だ。

努力して貢献した人や企業した法人が法人事業税などしてさんざめるのは、問題のひとつにならう。全国一律の外形標準課税を長期に導入してしまった。たゞ、外形標準課税においては、議論があつた、かみしるべだった。

大田弘子委員（政策研究大  
学院大助教授） 交付税改革  
を実現する事項で書いて貰いたい。  
ある程度の財政調整制度は必  
要だが、問題が大きい。石井  
昌義はナショナルミニマムと  
いうが、都道府県レベルで東  
京都以外は全てナショナルミニ  
マムに達していないとする  
が、ナショナルミニマムがお  
かしい。自治省は教育の例を  
出すが、教育以外でも問題が  
大きい。地方交付税+セット  
の考え方自体はあり得ない。い  
まのところでは国の総合計画の  
じつの努力は動かないし、受  
益と責任の緊張関係がない中  
で外形標準課税が受益課税だ  
から必要といつても説得力が  
ない。

出の距離縮小を基本に国から地方への税源移譲を含む税制改革を進めてほしい。都市圏全体として、固定資産税の安定的確保と所得税から個人住民への移譲、消費税か地方消費税への移譲を求める。

本間正明委員（大阪大学副学長） 現在の地方交付税システムを前提に課税自主権を主張するならば、五分の一課税自主権を要求していることであり、結果として大きな政府だけを求める。国頭に非常効率なシステムの中で大きな政府を頭長であるシステムとなつていいのかと認識する必要がある。その上では、交付税システムがモラルハザードを生んでいる事実に繋がる必要がある。國庫から金を持ち歩いてくる首長が有能力といつても一番大きな問題。地域で巡回調査したものを見分ただけで済まずねハクトウついでかなーじで税抜と税控がアーバンノベのおお程度改革につながらない。全部政策、國が決めたものぞ、しかも全國一律で地方財政計画に沿じ込むから、個性ある事業展開ができるない中で財源補てんをやれに大臣が政府が出現している。

課税自主権を垣根なく付税制度の配分ルールとともに一緒に議論する」とし切効的で必要な公的財政システムを構築する必要がある。

水野恒徳議員(一括)  
法制度外普惠税、法制度内税も認める。自治体は今度は税の税源を開拓する計画はないが、今度は減る。自治体としてそれが何よりも一生懸命に心を燃やすインセンティブが働いていない。財政逼迫の中では自治体がやむを得ないが、最後丸いつづいてい。

石井・自衛省税務署長が超過課税や法制度外を取る、基準財政算定しないから、その分は方の増税にためるので譲り受けた。

出席者からの発言があつたが、誰一人として、その借金の半分は地方に責任があるとの感覚を持つた者は一いつもなかつた。それが今日の危機を招いている一つの原因だ。地方交付税問題は税額の問題として「中間答申」に書が込まれただ。

井田正義（中部経済会議）

（抜粋） 坂方税制を導入する場合、流出がどの程度の水準であるべきか、誰が責任を持つか、やらねば困窮状況について議論すべきだなどこの辺もいとむだ。基本問題小委員会の意見の概要で「坂方税制を導入する基礎」として、国と地方の行政責任のあり方、民間、企業、家族、個人の責任分野のあり方、国民の租税負担全体のあり方などの議論があるべきではないか」とあり、議論のどいかがりはざまでござる。例えば、介護手当が、誰が責任を持つのか、国が持つのか、市町村、あるいは家族が持つのか、まことにその議論をしなければならない。現実問題として介護手当は市町村の義務に付いた。では財政收入、ファイナンスの責任は誰が持つのかにつながる。これをもう少しうけなければいいのではないか。

加藤会員 これで終わる。